税務相談室

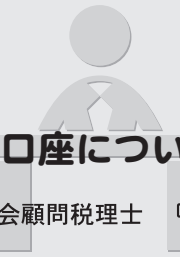

特定口座について

北海道医師会顧問税理士　中村　孝一

質問　「特定口座」制度の概要について簡単に教えてください。

お答え　特定口座とは、上場株式の譲渡益課税について、確定申告を簡略化したり、源泉徴収することによって確定申告する必要をなくす制度である。

1. 特例の概要

居住者が、証券業者等に特定口座を開設した場合（1証券業者等につき、1口座に限られます）に、その特定口座内における上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額については、他の株式等の譲渡による所得と区分して計算することができます。この計算は証券業者等が行い、証券業者等から送られる特定口座年間取引報告書により、簡便に申告（簡易申告口座の場合）を行なうことができます。新たに株式を購入する場合には、事前に特定口座を申し込むことによって、いつ購入しても特定口座に入れることができます。一方、現在保有している株式を特定口座に入れる場合には期限があり、平成21年5月末までとなります。

また、特定口座内で生じる所得に対して源泉徴収することを選択（源泉徴収口座）した場合には、その特定口座における上場株式等の売却による所得は申告不要とすることができます。

2. 特定口座内における源泉徴収の選択

特定口座を開設している居住者等が、特定口座内に保管されている上場株式等の譲渡による所得等について、源泉徴収を選択する場合は、その年の最初の譲渡の時までに、証券業者等に対して、「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出する必要があります。また、その選択は、年単位であることから、年の途中で源泉徴収を行わないように変更することはできません。

この源泉徴収を選択した場合には、特定口座内に保管されている上場株式等の譲渡の都度、一定の計算により、譲渡益に相当する金額に15％（平成15年4月1日から平成19年12月31日までの間の譲渡については7％）の税率を乗じて計算した金額の所得税が、その譲渡の対価又は差金決済に係る差益に相当する金額が支払われる際に源泉徴収されますので、特定口座における上場株式等の売却による所得は申告不要とすることができます。

3. 特定口座内の上場株式等の無価値化に伴う措置

特定口座内で管理されていた上場株式について、その株式が無価値化した場合には、譲渡損とみなす特例が創設されました。この特例は、特定口座内で管理されていた上場株式等について、その発行会社の清算結了等の事実が生じた場合に、その上場株式を譲渡したこととみなし、無価値化による損失を株式の譲渡損とみなす制度です（特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例）。

みなし譲渡損が発生するのは発行会社が清算結了等をした場合です。このような清算などで無価値となった場合、無価値化による損失（特定管理口座内で管理されている取得価格）を株式等の譲渡損とみなして他の株式等の譲渡益と損益通算できます。上場廃止になった時点で損失がみとめられるわけではない点に注意が必要です。さらに、この株式は特定口座内に保管されている上場株式にしか摘用できません。一般口座のある株式について、清算結了等の事実が発生しても、みなし譲渡損の認識はされないことになります。